

四国地方整備局インフラDX推進本部会議 規約

(目的)

第1条 本会議は、四国地域において、地域住民のニーズを基にデータとデジタル技術を活用し、社会資本整備や公共サービスの改革を推進すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や四国地方整備局の文化・風土や働き方を改革し、建設業の生産性の向上を図ると共に、インフラへの住民理解を促進し安全・安心で豊かな生活を実現するため、各部局が横断的に連携してインフラ分野のDXを推進することを目的とする。

(運営事項)

第2条 会議の運営事項は次のとおりとする。

1. 四国地方整備局におけるインフラ分野のDXの推進方針に関する事項
2. 四国地方整備局における i-Construction の推進方針に関する事項
3. その他会議の目的に即した事項に関する事項

(組織の構成)

第3条 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもってあてる。
- 3 本部長は、会議の事務を統括する。
- 4 副本部長は、次長、次長（兼総務部長）をもってあてる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 本部員は、別表のとおりとする。
- 7 会議を円滑に運営するために、会議の下部組織として幹事会及び部会を置く。

(会議の招集)

第4条 会議は本部長が必要と認めるときに開催するものとし、本部長がこれを招集する。また、本部長は必要に応じて本部員以外の者を出席させることができる。

(幹事会及び運営)

第5条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、企画部長をもってあてる。
- 3 副幹事長は、企画調査官をもってあてる。
- 4 幹事は、別表のとおりとする。なお、幹事長は、必要に応じて幹事以外の者を出席させることができる。
- 5 幹事会は、会議に付議すべき事項について原案を作成するものとする。

(部会)

第6条 部会は、インフラ分野のDXの推進方針等に基づき、専門事項の検討や実装等を実施するものとする。

- 2 部会には、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 会議及び幹事会の事務局は、企画部技術管理課、施工企画課及び情報通信技術課が担当する。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については本部長が定める。

(附 則)

この規約は、令和3年8月24日から施行する。

四国地方整備局 i-Construction 推進本部会議規約(平成28年3月14日施行)及び四国地方整備局 i-Construction 推進本部会議幹事会規約(平成28年3月14日施行)は、廃止する。

(別表)

四国地方整備局インフラDX 推進本部会議	四国地方整備局インフラDX 推進本部会議 幹事会
本部長： 局長 副本部長： 次長 副本部長： 次長（兼総務部長） 本 部 員： 企画部長 建政部長 河川部長 道路部長 港湾空港部長 営繕部長 用地部長 統括防災官	幹事長： 企画部長 副幹事長： 企画調査官 幹 事： 総括調整官（建設） 広報広聴対策官 技術調整管理官 技術開発調整官 建設産業調整官 河川情報管理官 道路情報管理官 事業計画官 官庁施設管理官 用地調査官 総括防災調整官 四国技術事務所長 高松港湾空港 技術調査事務所長